

認定区分 Ft では、普通コンクリートおよび高強度コンクリートの受入検査において信頼性の高い現場試験を実施できる技能者を認定しています。(詳しくは、ホームページ<http://www.gbrc.or.jp/training/sitec/>をご覧ください)

本認定制度をご利用いただき、技能の修得、また専門知識の向上にお役立てください。

なお、本制度では、登録者を公正に認知された者として位置づけるため、JIS Q 17024 (適合性評価一要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項) に準じて、「サーベイランス」(2 年毎)および「再認証」(4 年毎の更新登録)を実施しています。(詳細は、別紙「サーベイランス実施について(通知)」をご覧ください)

また、本認定区分 Ft の登録者は、「高強度コンクリート採取試験会社審査基準」(東京都建築材料試験連絡協議会制定)に示される「高性能コンクリート採取に関する試験技能者」に適合します。

#### 1. 受験資格：以下の①、②のいずれかに該当する者

- ①フレッシュコンクリートに関する試験経験が2カ月以上の者。
- ②コンクリートに関する実務経験が6カ月以上の者。

※受験資格を満たさない方は、研修を受講することにより受験資格を得ることができます。

#### 2. 開催会場および試験日時

裏面の開催会場と試験日を参照してください。なお、実技試験の開始時刻は受験者ごとに異なりますので、研修日の約1週間前にFAXで送付する「試験案内通知」を参照願います。

#### 3. 研修・試験の内容

裏面の研修・試験の内容を参照してください。

#### 4. 費用

40,000 円 (テキスト代、税込) ※原則として、費用の払戻しは致しません。  
内訳：研修 20,000 円、実技試験 15,000 円、筆記試験 5,000 円

#### 5. 申込手続

- (1) 申込書の送付：所定の申込書の太枠内を記入し、顔写真(縦30mm×横24mm)を同封して郵送してください。同一の会社で複数の受験者がおられる場合、一括してお送りいただいても結構です。

申込書送付先：〒565-0873 大阪府吹田市藤白台 5-8-1 (一財) 日本建築総合試験所 研修室 宛

- (2) 申込期限：平成29年5月12日(金) 必着
- (3) 受験票の送付：申込書の受付後、受験票(はがき)を送付します。
- (4) 費用の振込：受験票に記載してある金額をご確認のうえ、振込願います。

#### 6. 試験結果の通知

平成29年9月中旬(予定)に、ご本人に郵送で通知いたします。

#### 7. 登録

試験の合格者は、現場試験技能者として登録することができます。合格者には、合格通知とともに送付します登録要領をご参照のうえ、手続きを行ってください。

- (1) 登録料：5,000 円 (税込)
- (2) 有効期限：平成33年(2021年)9月末。ただし、登録後2年目に行われるサーベイランスで適正と評価されることが条件となります。詳しくは、別紙「サーベイランス実施について(通知)」をご覧ください。また、登録の有効期限満了までに試験所実施の更新試験(実技試験)に合格し、登録手続きをとることにより、登録が更新されます。

#### 8. その他

- (1) 試験日には、試験器具の確認を行います。受験者各自の試験器具をご持参ください。  
【確認を行う試験器具：スランプ試験器具一式、スランプフロー試験器具一式、  
空気量試験器具一式(直近で実施したキャリブレーションの記録を含む)】
- (2) 試験(研修)日には、受験票(はがき)を必ずご持参ください。
- (3) 作業服、軍手、筆記用具、電卓をご用意ください。
- (4) 筆記試験会場には駐車場がありません。お越しの際は公共交通機関をご利用ください。
- (5) 昼食は、各自でご準備ください。
- (6) 問合せ先：(一財)日本建築総合試験所 研修室 TEL：06-6834-4775 FAX：06-6872-0413

### 実施日時・会場

| 開催地  | 実施日             |                 | 時間                                       | 会場  |
|------|-----------------|-----------------|--|---|
| 東京   | 研修              | 講義              | 平成29年 6月 3日 (土)<br>9:30~14:00<br>(昼食時間含) | (株)フローリック<br>コンクリート研究所<br>(茨城県つくば市要 33-1) |
|      |                 | 実技              | 平成29年 6月 3日 (土)<br>14:00~17:30           |   |
|      | 実技試験※           | 平成29年 6月10日 (土) | 9:00~17:00                               |   |
|      |                 | 平成29年 6月11日 (日) | のうち約 40分/人                               |   |
| 筆記試験 | 平成29年 7月 2日 (日) | 10:00~11:00     | 人事労務会館<br>(東京都品川区大崎 2-4-3)               |   |

※実技試験については、受験者ごとに実施日時が異なりますので別途ご案内いたします。ご案内した実施日時は受験者の都合による変更は原則できませんので、予めご了承ください(受験時間は申込時の受付順に決定させていただきます)。また、試験当日のスケジュールは、試験実施状況等により変更となる場合がございますので、併せてご了承ください。

### 研修・試験の内容

※研修のみを受講することはできません。

|    | 講義   | 実技  |
|----|--|---|
| 研修 | <ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの一般知識</li> <li>JASS 5:2015</li> <li>公共建築工事標準仕様書(建築工事編)<br/>:平成 25 年版</li> <li>コンクリート現場試験方法</li> </ul> | 普通コンクリート及び高流動・高強度コンクリートを使用した<br>コンクリート現場試験の実技指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>試料採取(JIS A 1115)</li> <li>温度測定(JIS A 1156)</li> <li>スランプ試験(JIS A 1101)</li> <li>空気量の測定(JIS A 1128)</li> <li>供試体作製(JIS A 1132)</li> <li>塩化物量の測定(JASS 5 T-502, カンタブ使用)</li> <li>スランプフロー試験 (JIS A 1150)</li> <li>圧縮強度試験</li> <li>試験器具の確認</li> </ul> |
| 試験 | 筆記 <ul style="list-style-type: none"> <li>講義研修全般から出題します</li> </ul>   | 実技 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記試験方法について試験手順を確認します</li> </ul>   |

※筆記試験および実技試験の両方に合格した者を合格者とし、筆記試験あるいは実技試験の片方のみ合格した場合は、次回開催(平成29年度後期)に限り、合格した試験は免除となります。

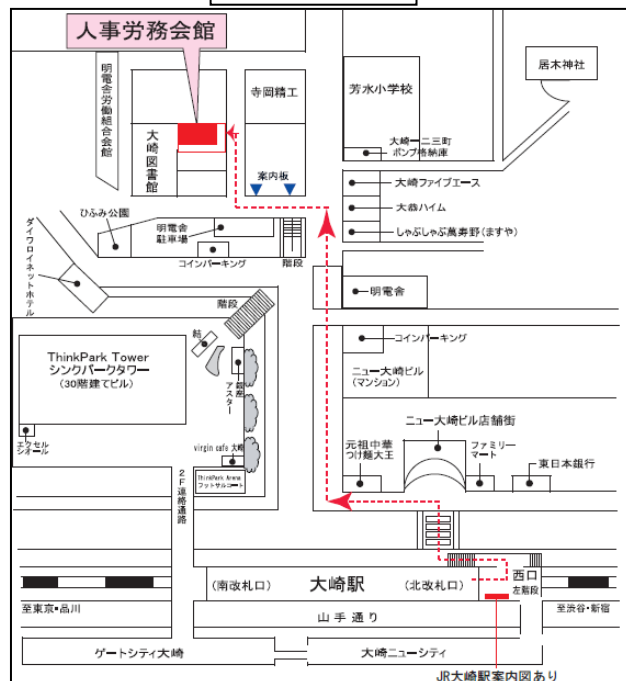
### 研修・実技試験会場



#### 株式会社フローリック コンクリート研究所

- つくばエクスプレス「つくば」駅下車 タクシー15分
- つくばバスセンター(つくば駅前)から「筑波大学循環右回り」乗車(所要約10分)「虹の広場」下車 徒歩 10分
- バス下車後進行方向に進み次の信号を左折、更に次の信号(スズキの看板あり)を右折、200-300m左側
- JR 常磐線ひたち野うしく、荒川沖、土浦 各駅よりタクシー25分

### 筆記試験会場



#### 人事労務会館

- JR 山手線、埼京線、湘南新宿ライン、りんかい線
- 「大崎」駅 北改札口西出口より徒歩 3分

## 重要

一般財団法人 日本建築総合試験所

コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) に基づく登録者を対象とした  
サーベイランス実施について (通知)

コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) の登録者におかれましては、その知識や技能を日常業務で存分に活用され、ご活躍のことと存じます。関係者からは、登録者による業務内容について高い評価を得ており、コンクリート構造物の品質向上に大いに寄与しております。

さて、本制度では、登録期間の中間期にサーベイランスを受験していただくことになっております。これは、登録者を公正に認知された者として位置づけるために、JIS Q 17024 (適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項)「6.4 サーベイランス」従って、「認証された要員 (登録者) の継続的な力量を確認する公平な評価が行われていることの保証」をするものです。

そこで、登録期間の満了 (4 年間) まで登録を維持される方におかれましては、必ずサーベイランスを受験してくださるよう、お願い申し上げます。なお、サーベイランスを受験しない、あるいはサーベイランスで「不適正」と評価された場合には、登録期間が 2 年で失効することにご留意願います。

## サーベイランスの概要

## ◆内容

- 当該認定範囲の一部またはすべての試験を実施していただき、その力量を確認し評価します。
- ・ 適正であると評価された方には、「適格性証明書」および「適格シール」を発行します。
  - ・ 不適正であると評価された方は、その日のうちに、もう一度力量を確認し評価します (再評価)。
  - ・ 再評価でも不適正であると評価された方は、登録期間が 2 年で失効します。
  - ・ サーベイランスを受けられない場合も登録期間が 2 年で失効します。
  - ・ 失効された方が新たに認定登録するには、次回に「新規」で受験していただく必要があります。

## ◆申請方法

- ・ 登録日から約 1 年半後に、ご自宅に届く案内書をお読みいただき、手続き願います。

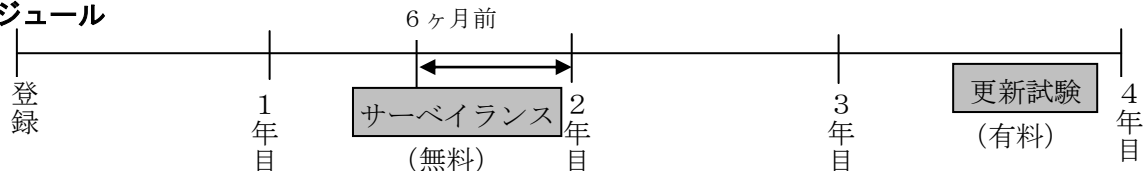
## ◆費用

無料。

## ◆その他

- ・ 試験規格等が改定された場合、必要に応じて開催される技術講習会を受講していただかねばならないことがあります。

## ◆スケジュール



## 問合せ先

(一財)日本建築総合試験所 研修室 TEL : 06-6834-4775 FAX : 06-6872-0413

以上